

1 健康福祉政策課 事業体系

「(新)」は新規事業、「(単)」は県単独事業を表す

頁

| | | | |
|-------------------------|------------------------|---------------------------|----|
| 安全で安心できる県民生活の確保 | 被災者の救助・支援 | 災害被災者の救助 | 40 |
| | | 被災者生活再建支援制度実施事業 | 40 |
| | | (新)災害派遣福祉チーム(熊本DCAT)事業(単) | 40 |
| 健康福祉施策の総合的な推進 | | 社会福祉審議会(単) | 41 |
| | | 保健医療計画推進事業(単) | 41 |
| | | 地域保健医療推進協議会費(単) | 41 |
| 情報通信技術を活用した行政・公共サービスの展開 | 保健・医療・福祉分野における高度情報化の推進 | 厚生統計調査事業 | 41 |
| | | 福祉総合情報システム運営費(単) | 42 |
| | | 衛生総合情報システム運営費(単) | 43 |
| 保健・医療・福祉を支える人材の育成 | | 保健福祉職員研修(単) | 43 |
| | | 福祉人材センター運営事業 | 43 |
| | | 福祉・介護人材緊急確保事業 | 44 |
| 保健・医療・福祉を支える人材の育成と体制の整備 | 地域における福祉活動の推進と相談体制の充実 | 地域福祉計画推進・支援事業(単) | 44 |
| | | 地域の縁がわ彩り事業(単) | 44 |
| | | 健軍くらしさえ愛工房管理事業(単) | 45 |
| | | 地域の結いづくり活き活き事業 | 45 |
| | | 地域の支事おこし事業(単) | 46 |
| | | 地域共生くまもとづくり事業(単) | 46 |
| | | 社会福祉施設借入金利子補給事業(単) | 46 |
| | | 社会福祉法人指導監督事務 | 47 |
| | | 県社協活動助成費 | 47 |
| | | 民生委員費 | 47 |
| | | 県ボランティアセンター事業費補助 | 48 |
| | | 社会福祉功労者表彰(単) | 48 |
| 権利擁護のための支援体制の整備 | | 日常生活自立支援事業(地域福祉権利擁護事業) | 48 |
| | | 福祉サービス運営監視・苦情解決事業 | 49 |
| | | 福祉サービス第三者評価推進事業(単) | 49 |
| やさしいまちづくりの推進 | やさしいまちづくりの計画的推進 | やさしいまちづくり推進協議会等運営事業(単) | 49 |
| | | 市町村、事業者、県民への啓発と支援 | 50 |
| | UDやさしいまちづくり普及啓発事業(単) | 50 | |

災害被災者の救助

1 災害救助法による災害救助

火災、風水害、地震等の災害のため一定規模以上の被害が生じた場合で、被災者が現に応急的救助を必要とする場合に、国が地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力の下に応急的な救助を行い、被災者の保護と社会秩序の保全を図る。具体的な救助業務については県が行うが、救助を迅速に行うため、事務の一部を市町村が行うこととすることができる。

〈救助の種類〉 避難所の設置、応急仮設住宅の供与、炊出しその他のによる食品の給与、飲料水の供給、被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与、医療、助産、災害にかかった者の救出、災害にかかった住宅の応急修理、学用品の給与、埋葬、死体の搜索、死体の処理、障害物の除去、輸送費及び賃金職員等雇上費、実費弁償

2 災害援護資金の貸付

災害により被害を受けた世帯の世帯主に対し、生活の立て直しに資するため、市町村が条例に基づき貸付を行うもので、県はその貸付原資の全額を市町村に貸し付けて被災者の援護を行っている。

3 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給

災害により死亡した者の遺族及び災害により精神又は身体に著しい障がいを受けた住民に対し、市町村が条例に基づき災害弔慰金（生計維持者500万円以内 その他250万円以内）及び災害障害見舞金（生計維持者250万円以内その他125万円以内）を支給する場合、県はその経費の一部を市町村に補助して遺族及び障がいを受けた者の援護を行っている。

被災者生活再建支援制度実施事業

(事業開始年度：平成11年度)

| 実施主体 | 県 | 負担割合 | 国1／2 基金1／2 |
|-----------|-----|---------------|------------|
| 平成25年度予算額 | 一千円 | (根拠法令等) | |
| 平成24年度予算額 | 一千円 | 被災者生活再建支援法第3条 | |

<目的>

自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給することにより、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的としている。

<事業内容>

被災者生活再建支援金の支給

被災者生活再建支援法の対象となる自然災害が発生し、居住する住家が全壊または大規模半壊となった世帯からの申請により、住宅の被害程度と再建方法に応じた支援金を支給する。

支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる。

① 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

| 住宅の被害程度 | 全壊 | 大規模半壊 |
|---------|-------|-------|
| 支給額 | 100万円 | 50万円 |

② 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

| 住宅の再建方法 | 建設・購入 | 補修 | 賃借 |
|---------|-------|-------|------|
| 支給額 | 200万円 | 100万円 | 50万円 |

* 世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3／4の額

（新）災害派遣福祉チーム（熊本D C A T）事業（単）

(事業開始年度：平成25年度)

| 実施主体 | 県 | 負担割合 | 県10/10 |
|-----------|---------|-----------------|--------|
| 平成25年度予算額 | 1,434千円 | (根拠法令等) | |
| 平成24年度予算額 | 一千円 | 災害救助法、熊本県地域防災計画 | |

<目的>

災害の発生時に、避難所等において、高齢者や障がい者などの生活に介助が必要な方々を支援する「熊本D C A T」の派遣に備え、体制を整備する。

<事業内容>

- 1 熊本D C A Tが発災直後から避難所等において迅速に活動できるよう、熊本D C A T登録者に対して研修を実施する。
- 2 県の要請に基づく活動時の不慮の事故に備え、傷害保険に加入する。

社会福祉審議会単

(事業開始年度：昭和26年度)

| 実施主体 | 県 | 負担割合 | 県10／10 |
|-----------|-------|--------------|----------|
| 平成25年度予算額 | 314千円 | (根拠法令等) | 社会福祉法第7条 |
| 平成24年度予算額 | 314千円 | 熊本県社会福祉審議会条例 | |

<目的>

社会福祉に関する事項を調査審議する機関を設置し、知事の諮問に対し、意見の具申を行う。

<事業内容>

社会福祉審議会の開催

審議会に専門分科会として、①民生委員審査専門分科会 ②児童福祉専門分科会 ③高齢者福祉専門分科会
④身体障害者福祉専門分科会を設置している。

保健医療計画推進事業単

(事業開始年度：平成14年度)

| 実施主体 | 県 | 負担割合 | 県10／10 |
|-----------|-------|-----------|--------|
| 平成25年度予算額 | 304千円 | (根拠法令等) | |
| 平成24年度予算額 | 311千円 | 医療法第30条の4 | |

<目的>

熊本県保健医療計画の着実な推進を図る。

<事業内容>

熊本県保健医療推進協議会を開催し、計画に定めた評価指標の数値把握などの進捗管理を行い、計画の着実な推進を図る。

地域保健医療推進協議会費単

(事業開始年度：昭和56年度)

| 実施主体 | 県 | 負担割合 | 県10／10 |
|-----------|---------|---------|---|
| 平成25年度予算額 | 3,023千円 | (根拠法令等) | 医療計画の作成及び推進における保健所の役割について (H19.7.20健総発第0720001号厚生労働省健康局総務課長通知) |
| 平成24年度予算額 | 3,406千円 | | |

<目的>

二次保健医療圏ごとに地域保健医療推進協議会を開催し、地域保健医療計画の着実な推進を図る。

<事業内容>

二次保健医療圏ごとの第6次地域保健医療計画について、各地域で地域保健医療推進協議会を開催し、計画に定めた評価指標の数値把握などの進捗管理を行い、計画の着実な推進を図る。

厚生統計調査事業

| 実施主体 | 県 | 負担割合 | 国10／10 (国庫委託事業) |
|-----------|----------|---------|-----------------------|
| 平成25年度予算額 | 14,065千円 | (根拠法令等) | 平成25年度厚生労働統計調査の委託について |
| 平成24年度予算額 | 13,108千円 | | |

<目的>

人口の動態に関する調査及び保健、医療、福祉に関する各種調査を実施し、厚生行政の基礎資料を得る。また、調査結果は、県の行政施策に活用するほか、市町村、県民等に提供し、保健、医療、福祉の向上に役立てる。

<事業内容>

各種統計調査を実施するとともに、衛生統計年報等の統計資料の作成を行う。 (平成25年度実施予定の調査)

| 調査・報告名 | 調査・報告の内容 |
|----------------------------|--|
| 人口動態調査 | 戸籍法及び死産の届出に関する規程に基づき届けられた出生、死亡、婚姻、離婚、死産の各事件の状況を調査 |
| 医療施設調査 | 医療施設（医療法に定める病院・診療所）を対象に、施設名、開設者、従事者数、病床数、診療科目等を調査 |
| 病院報告 | 病院、療養病床を有する診療所における患者の利用状況及び従事者の状況を報告 |
| 地域保健・健康増進事業報告 | 保健所、市町村における保健衛生事業の活動状況、市町村における健康増進事業の実施状況を報告 |
| 衛生行政報告例 | 県・指定都市・中核市における公衆衛生、医務、薬務関係行政の業務実績及び母体保護統計等を報告 |
| 介護サービス施設・事業所調査 | 介護保険施設、居宅サービス事業所及び居宅介護支援事業所全数を対象に、介護サービスの提供体制、提供内容を調査 |
| 国民生活基礎調査 | 国勢調査の調査区から抽出された地区の全世帯について、世帯及び世帯員の状況、家計支出の状況等を調査 |
| 福祉行政報告例 | 県・指定都市・中核市における社会福祉関係行政の業務実績を報告 |
| 社会福祉施設等調査 | 社会福祉施設等の種類、名称、所在地、在所者、従事者等の状況を調査 |
| 社会保障・人口問題基本調査（第5回全國家庭動向調査） | 平成25年国民生活基礎調査地区内より無作為抽出した300調査区の世帯を対象に、出産・子育て、老親の扶養・介護をはじめとする家庭の諸機能の実態、変化要因を調査 |
| 平成25年社会保障制度改革に関する意識等調査 | 平成25年国民生活基礎調査（所得票）の対象単位区から無作為に抽出した360単位区内のすべての世帯の20歳以上の世帯員を対象に、社会保障制度に対する認知度や、給付と負担の水準などについての意識を調査 |

福祉総合情報システム運営費(単)

(事業開始年度：平成元年度)

| | | | |
|-----------|---------|----------------|--------|
| 実施主体 | 県 | 負担割合 | 県10／10 |
| 平成25年度予算額 | 9,561千円 | (根拠法令等) | |
| 平成24年度予算額 | 9,574千円 | 熊本県総合情報通信高度化計画 | |

<目的>

急速に進む高齢化、多様化する福祉ニーズ、増大・複雑化する行政施策など急変する福祉環境の中で、事務の簡素化・迅速化、正確化、行政需要の多様化への対応、行政サービスの質の向上を図るために、各種福祉業務の電算処理を行う福祉総合情報システムを運用する。

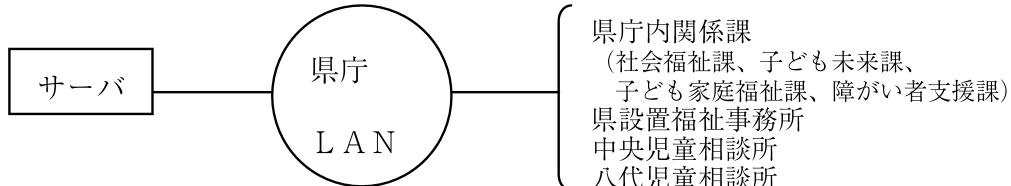
<事業内容>

1 対象業務

- | | | |
|-------------|---------------|---------------|
| ①生活保護業務 | ②児童福祉施設措置業務 | ③児童相談業務 |
| ④児童扶養手当支給業務 | ⑤母子寡婦福祉資金貸付業務 | ⑥身体障害者手帳交付業務 |
| ⑦療育手帳交付業務 | ⑧特別児童扶養手当支給業務 | ⑨特別障害者手当等支給業務 |
| ⑩理学判定業務 | ⑪心身障害者扶養共済業務 | ⑫女性相談業務 |

2 システムの構成

県庁のサーバーと県設置福祉事務所等のパソコンを県庁LANで結び、1の各業務を行う。



衛生総合情報システム運営費(単)

(事業開始年度：平成2年度)

| 実施主体 | 県 | 負担割合 | 県10／10 |
|-----------|----------|----------------|--------|
| 平成25年度予算額 | 18,778千円 | (根拠法令等) | |
| 平成24年度予算額 | 22,689千円 | 熊本県総合情報通信高度化計画 | |

<目的>

保健所と県庁をオンラインで結び、安全性と信頼性の高いシステムを構築し、また利活用することで、保健・医療に関する各種データの一元化と、事務の効率化、迅速化、省力化、正確化と共に個人情報の保護を図る。

また、保健所を地域保健医療サービスの情報拠点と位置づけ、オンラインで得た情報を基に、データの集計・分析をすることで、市町村や保健医療関係団体などへの情報提供機能強化、及び第6次熊本県保健医療計画の着実な施策評価のための調査研究・企画整備機能の充実を図る。

<事業内容>

衛生総合情報システム運営事業

県庁のサーバーと保健所等のパソコンをオンラインで結び、次の各システム等の運用を行う。

- ①看護師免許・看護従事者届システム
- ②医療施設等台帳管理システム
- ③公費負担医療費・従事者情報システム
- ④薬務情報・生活衛生情報・特定給食施設指導システム

保健福祉職員研修(単)

(事業開始年度：昭和59年度)

| 実施主体 | 県 | 負担割合 | 県10／10 |
|-----------|---------|-------------------------|--------|
| 平成25年度予算額 | 7,034千円 | (根拠法令等) | |
| 平成24年度予算額 | 7,408千円 | 社会福祉法、地域保健法、健康福祉部研修基本方針 | |

<目的>

保健福祉業務に携わる職員等を対象にした研修を企画・実施するとともに、県民の健康・福祉の増進に資する人材を育成する。

<対象>

本庁・各出先機関・地域振興局・市町村で保健福祉業務に従事する職員

<事業内容>

- 1 集合による研修
- 2 派遣による研修

福祉人材センター運営事業

(事業開始年度：平成4年度)

| 実施主体 | 県 | 負担割合 | 国1／2 県1／2 (一部 基金10／10) |
|-----------|----------|-----------|------------------------|
| 平成25年度予算額 | 24,311千円 | (根拠法令等) | |
| 平成24年度予算額 | 24,360千円 | 社会福祉法第93条 | |

<目的>

福祉人材の量の確保を図る観点からその就労を支援・促進するとともに、県内従事者の労働実態等の調査及び経営者や従事者に対する研修等を実施し、質の高い福祉人材の確保を図る。

<対象>

社会福祉事業従事者、社会福祉事業経営者、社会福祉事業に従事しようとする者

<事業内容>

熊本県社会福祉協議会に委託して、①無料職業紹介（就労あっせん）、②就労促進（福祉講座、職場ガイダンス、講習会等）、③社会福祉事業従事者の確保に関する調査研究、④事業所等の運営管理職員に対する研修、⑤人材確保に関する経営者への相談・援助、⑥社会福祉に関する啓発・広報活動を実施する。

福祉・介護人材緊急確保事業

(事業開始年度：平成21年度)

| | | | |
|-----------|----------|---------|---|
| 実施主体 | 県 | 負担割合 | 基金10／10（緊急雇用創出事業臨時特例基金(住まい対策拡充等支援事業分)） |
| 平成25年度予算額 | 36,326千円 | (根拠法令等) | 緊急雇用創出事業臨時特例基金（住まい対策拡充等支援事業分）管理運営要領（平成24年11月30日付社援発1130第3号厚生労働省社会・援護局長通知） |
| 平成24年度予算額 | 57,794千円 | | |

<目的>

近年の福祉・介護分野における人材確保の厳しい状況を踏まえ、福祉・介護人材の参入促進、資質向上及び定着支援のための取組みを推進する。

<事業内容>

(1) 福祉・介護人材参入促進事業

熊本県社会福祉協議会にコーディネーターを配置し、学生を対象とした職場体験、高齢者や主婦等を対象としたボランティア体験、福祉・介護セミナー等を実施し、将来にわたって人材の安定的な参入促進を図る。

(2) 潜在的有資格者等再就業促進事業

熊本県社会福祉協議会にコーディネーターを配置し、他分野からの離職者等を対象とした職場体験等を実施し、福祉・介護の仕事の魅力と実際の現場を知つてもらい当該分野への再就業を支援する。

(3) 福祉・介護人材マッチング機能強化事業

熊本県社会福祉協議会に専門員を配置し、施設・事業所の求人ニーズの把握と求職者の適正の確認及び就業後のフォローアップ、合同面接会の開催等により、人材の円滑な参入と確実な定着を図る。

地域福祉計画推進・支援事業(単)

(事業開始年度：平成15年度)

| | | | |
|-----------|---------|------------------|-----------------|
| 実施主体 | 県 | 負担割合 | 基金10／10（地域福祉基金） |
| 平成25年度予算額 | 1,124千円 | (根拠法令等) | |
| 平成24年度予算額 | 996千円 | 社会福祉法第107条、第108条 | |

<目的>

熊本県地域福祉支援計画及び各市町村地域福祉計画に基づき、地域住民やボランティア、NPO、行政や社会福祉法人などが協力して、住民誰もがその人らしく自立し、安心して暮らすことのできる地域共生社会づくりを推進する。また、先駆的な地域の個性豊かな取組みを支援して、県下各地に多様な福祉サービスを創出する。

<対象>

市町村、社会福祉協議会、ボランティア、NPO法人、民間福祉活動団体及び地域住民などの地域福祉関係者

<事業内容>

1 地域福祉トップセミナーの開催

地域福祉の推進について市町村トップの理解を得るために、地域福祉の先進地の事例紹介等を内容として、市町村長や議長等を対象としたセミナーを開催する。

2 熊本県地域福祉推進委員会の開催

地域住民、福祉活動実践者、学識経験者、福祉関係団体及び市町村の代表者からなる委員会を開催して、本県における地域福祉支援計画の推進状況を検証し今後の計画の推進に反映する。

地域の縁がわ彩り事業(単)

(事業開始年度：平成23年度)

| | | | |
|-----------|--|---------------------------|-----------------|
| 実施主体 | 事業1：社会福祉法人、NPO法人、福祉活動を行なう任意団体、福祉活動を行う株式会社等 事業2及び3：県（委託先：NPO法人おーさあ） 事業4：県 | 負担割合 | 基金10／10（地域福祉基金） |
| 平成25年度予算額 | 21,578千円 | (根拠法令等) 第2期熊本県地域福祉支援計画 | |
| 平成24年度予算額 | 21,301千円 | 平成25年度地域の縁がわ彩り事業補助金交付要領 | |

<目的>

子どもから高齢者まで、障がいがあってもなくても、誰もが住み慣れた地域で生き生きと安心して暮らせるよう、誰もが集い、支え合う地域の拠点「地域の縁がわ」や「地域の縁がわ」に取り組みながら介護や子育てなど日中及び夜間の支援を行う小規模多機能サービス施設「地域ふれあいホーム」に取り組む団体を支援する。

<対象>

社会福祉法人、NPO法人、福祉活動を行う任意団体、福祉活動を行う株式会社等

<事業内容>

1 地域の縁がわ彩り事業補助

「地域の縁がわ」「地域ふれあいホーム」を立ち上げる際に必要となる施設整備費用を助成する。

2 地域の縁がわづくり支援

地域の縁がわの相談窓口を設け、各種相談対応を行いながら、研修会等を開催し、地域の縁がわの普及を行う。

3 地域の縁がわプレート化

地域の縁がわプレートを作成し、認知度及びイメージの向上を図りながら、地域の縁がわの更なる登録を推進する。

4 各地域における情報交換会の開催等

各広域本部単位で、団体相互の活動情報の交換や交流の機会を創出し、活動の活性化を図り、地域の縁がわの活発な活動を促す。

健軍くらしささえ愛工房管理事業(単)

(事業開始年度：平成17年度)

| | | | |
|-----------|-------|----------------|--------|
| 実施主体 | 県 | 負担割合 | 県10／10 |
| 平成25年度予算額 | 808千円 | (根拠法令等) | |
| 平成24年度予算額 | 851千円 | 第2期熊本県地域福祉支援計画 | |

<目的>

平成17年10月に、県営健軍団地の1階に地域の拠点「地域の縁がわ」のモデルとして整備した「健軍くらしささえ愛工房」を民間団体（NPO法人おーさあ）に貸付け、地域住民、商店街、ボランティア等とのパートナーシップによる事業運営を行いながら、先駆的な地域福祉サービスのモデルを県内市町村や関係機関へ普及・啓発する。

<事業内容>

健軍くらしささえ愛工房（熊本市東区栄町2-15）の管理・運営

<施設概要>

| 施設内容 | 基本施設 |
|--|--|
| ①くらし安心処（約650m ² ） 先駆的な在宅福祉サービスを開発・普及するための複合在宅福祉サービスセンター | 食堂及び機能訓練室、静養室、相談室 談話室、厨房、浴室、脱衣室、トイレ デイサービス・ホームヘルパー、事務室 |
| ②地域の縁がわ（約350m ² ） 誰もが気軽にサービスを利用したり、サービス提供に参加できる多機能地域福祉拠点 | プレイルーム、ほふくルーム、授乳室、 喫茶スペース、交流スペース、トイレ |

地域の結いづくり生き生き事業

(事業開始年度：平成23年度)

| | | | |
|-----------|-------------------------------------|--|----------------------------------|
| 実施主体 | 事業1：県（委託先：（福）熊本県社会福祉協議会） 事業2：市町村 | 負担割合 | 事業1：国1／2 県1／2 事業2：国8／10 県2／10 |
| 平成25年度予算額 | 18,230千円 | (根拠法令等) セーフティネット支援対策事業の実施について(H17.3.31社援発第0331021号 厚生労働省社会援護局長通知) | |
| 平成24年度予算額 | 18,230千円 | 第2期熊本県地域福祉支援計画 水俣病総合対策費補助金交付要綱 | |

<目的>

身近な地域で、住民が支えたり支えられたりする小地域ネットワーク活動等を普及することにより、誰もが身近な地域で安心して生活できるまちづくりを推進する。

<事業内容>

1 小地域ネットワーク活動支援事業

すべての市町村で組織的な見守り活動の普及啓発のために、ネットワーク活動支援員ステップアップ研修や地域福祉推進フォーラムなどを開催する。

2 水俣・芦北地域見守り活動等推進事業

水俣市、芦北町、津奈木町に地域福祉コーディネーターを配置する経費を補助して、地域から孤立した要援護者への安否確認やちょっとした生活支援など地域住民による見守り支え合う仕組みづくりを推進する。

地域のしごと 支事おこし事業(単)

(事業開始年度：平成23年度)

| | | | |
|-----------|---------|----------------|--------|
| 実施主体 | 県 | 負担割合 | 県10／10 |
| 平成25年度予算額 | 943千円 | (根拠法令等) | |
| 平成24年度予算額 | 1,073千円 | 第2期熊本県地域福祉支援計画 | |

<目的>

高齢者、障がい者、子育て中の親等が主役となり、「地域の縁がわ」を拠点とする起業化モデルづくりを行い、行政に頼らない地域福祉づくりを推進する。

<事業内容>

1 がまだす縁がわ発掘調査事業

「地域の縁がわづくり」等に取り組んでいる団体に対して現地調査を行い、起業化の可能性がある素地を有しているものの、商品化、販売等に結びついていない事例を発掘して支援策を探る。

2 ソーシャルファーム普及啓発事業

ソーシャルファームの理念を啓発するため、高齢者・障がい者施設、地域の縁がわ取組団体、地域づくり団体、市町村、市町村社協等を対象に先進的な取組団体等の講演会を行う。

地域共生くまもとづくり事業(単)

(事業開始年度：平成3年度)

| | | | |
|-----------|-------------------------------|---------------------|----------------------------|
| 実施主体 | 社会福祉法人、NPO法人、地域福祉に取り組んでいる民間団体 | 負担割合 | 基金10／10 (地域福祉基金) |
| 平成25年度予算額 | 10,375千円 | (根拠法令等) | 第2期熊本県地域福祉支援計画 |
| 平成24年度予算額 | 10,375千円 | 第3期熊本県やさしいまちづくり推進計画 | 平成24年度地域共生くまもとづくり事業補助金交付要領 |

<目的>

第2期熊本県地域福祉支援計画に掲げている「地域の結いづくり」「地域の縁がわづくり」「安心の礎づくり」や第3期熊本県やさしいまちづくり推進計画に係る取組みを進めるために、地域福祉活動団体等が行う創意工夫を凝らした先駆的・モデル的な福祉活動等に対して、熊本県地域福祉基金による活動費の助成を行い、本県における地域福祉の増進を図る。

<対象>

地域福祉に取り組んでいる民間団体（社会福祉法人、NPO法人、地域福祉活動団体等）

<事業内容>

第2期熊本県地域福祉支援計画及び第3期熊本県やさしいまちづくり推進計画の推進に寄与する先駆的・モデル的なソフト事業に取り組む民間団体等への助成

社会福祉施設借入金利子補給事業(単)

(事業開始年度：昭和45年度)

| | | | |
|-----------|---------|-----------------------|--------|
| 実施主体 | 県 | 負担割合 | 県10／10 |
| 平成25年度予算額 | 2,747千円 | (根拠法令等) | |
| 平成24年度予算額 | 4,047千円 | 熊本県社会福祉施設借入金利子補助金交付要領 | |

<目的>

社会福祉事業の振興

<対象>

社会福祉法人及び民法第34条に基づき設立した法人

<事業内容>

社会福祉法人等が独立行政法人福祉医療機構から借り入れた社会福祉施設整備資金の償還利子の助成（平成14年度以降分は対象外）

助成率：（借入時利率－1.5%）／借入時利率

助成期間：12年間

平成24年度実績 37法人

社会福祉法人指導監督事務

| 実施主体 | 県 | 負担割合 | 県10／10（一部国1／2、県1／2） |
|-----------|-------|--|---------------------|
| 平成25年度予算額 | 500千円 | (根拠法令等) セーフティネット支援対策事業の実施について (H17.3.31社援発第0331021号 厚生労働省社会援護局長通知) | |
| 平成24年度予算額 | 872千円 | 熊本県社会福祉施設等指導監査要項 | |

<目的>

社会福祉協議会等の社会福祉法人の健全な経営と運営基盤の向上を図る。

<対象>

社会福祉法人（町村社会福祉協議会等）

<事業内容>

社会福祉法人（町村社会福祉協議会等）の指導監査を実施する。

県社協活動助成費

（事業開始年度：昭和26年度）

| 実施主体 | (福)熊本県社会福祉協議会 | 負担割合 | 県10／10（一部基金10／10） |
|-----------|---------------|--------------------------|-------------------|
| 平成25年度予算額 | 30,950千円 | (根拠法令等) | |
| 平成24年度予算額 | 31,719千円 | 熊本県社会福祉協議会運営費補助金交付事務取扱要領 | |

<目的>

熊本県社会福祉協議会の運営費を補助することによって、地域福祉活動の充実と発展を図る。

<事業内容>

熊本県社会福祉協議会が設置する福祉活動指導員等の人事費及び事業費に対する助成

民生委員費

（事業開始年度：昭和23年度）

| 実施主体 | 県、市町村（熊本市を除く） | 負担割合 | 県10／10（一部国1／2、県1／2） |
|-----------|---------------|--|---------------------|
| 平成25年度予算額 | 180,705千円 | (根拠法令等) 民生委員法第5条、第6条、第18条、第20条、第26条 | |
| 平成24年度予算額 | 178,711千円 | セーフティネット支援対策事業の実施について (H17.3.31社援発第0331021号厚生労働省社会援護局長通知) | |

<目的>

社会福祉の増進のために住民の立場に立って相談や援助を行う民生委員・児童委員を支援する。

<対象>

民生委員・児童委員、市町村民生委員・児童委員協議会、市町村民生委員推せん会

<事業内容>

- 1 民生委員・児童委員に対する手当を支給する。
- 2 民生委員・児童委員が地域福祉活動を行ううえで必要な社会福祉に関する知識や技術の習得を図るために次の研修会等を開催する。
 - ①一般研修会（地域振興局単位で実施） ②新任者研修会（一斉改選の年であるため地域振興局単位で実施）
 - ③市町村民生委員協議会会長研修 ④民生委員・児童委員大学講座
- 3 市町村民生委員・児童委員協議会活動の充実や推せん会委員の活動を支援するため次の事務を行う。
 - ①市町村民生委員・児童委員協議会の活動の充実のための助成
 - ②市町村民生委員推せん会委員の費用弁償の助成
 - ③単位民生委員・児童委員協議会が実施する民生委員・児童委員活動PRのための助成

4 一斉改選

平成25年12月1日付で民生委員・児童委員の一斉改選を行う。任期は3年。

県ボランティアセンター事業費補助

(事業開始年度：平成6年度)

| 実施主体 | (福)熊本県社会福祉協議会 | 負担割合 | 国1／2 県1／2 |
|-----------|---------------|---------|---|
| 平成25年度予算額 | 7,093千円 | (根拠法令等) | セーフティネット支援対策事業の実施について (H17.3.31社援発第0331021号 厚生労働省社会援護局長通知) |
| 平成24年度予算額 | 7,093千円 | | |

<目的>

熊本県社会福祉協議会に設置されている熊本県ボランティアセンターにおいて、市町村ボランティアセンターへの支援やボランティア活動に参加しやすくするための体制整備を促進することにより、ボランティア活動の推進を図り、地域における福祉コミュニティの形成を図る。

<事業内容>

- 1 需給マッチング事業（インターネットを活用した最新情報の発信、県ボランティアセンターの運営等）
- 2 人材育成事業（ボランティアコーディネーター研修等）
- 3 災害ボランティア活動支援事業（災害ボランティアセンター設置訓練等）

社会福祉功労者表彰(単)

(事業開始年度：昭和35年度)

| 実施主体 | 県 | 負担割合 | 県10／10 |
|-----------|-------|-------------------------|--------|
| 平成25年度予算額 | 577千円 | (根拠法令等) | |
| 平成24年度予算額 | 317千円 | 熊本県社会福祉功労者及び団体等知事表彰実施要綱 | |

<目的>

社会福祉の向上に著しい功績のあった者及び団体を表彰することにより、長年の労苦をねぎらうとともに、福祉の啓発、社会福祉に対する理解と意識の高揚を図る。

<対象>

ボランティア、施設職員、ホームヘルパー、心身障がい者自立更生者、民生委員・児童委員等

日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）

(事業開始年度：平成11年度)

| 実施主体 | 県（委託先：(福)熊本県社会福祉協議会） | 負担割合 | 国1／2 県1／2 |
|-----------|----------------------|---------|---|
| 平成25年度予算額 | 34,739千円 | (根拠法令等) | セーフティネット支援対策事業の実施について (H17.3.31社援発第0331021号 厚生労働省社会援護局長通知) |
| 平成24年度予算額 | 35,125千円 | | |

<目的>

熊本県社会福祉協議会が実施主体となって、認知症高齢者や知的障がい者など判断能力が不十分な方を対象に、福祉サービスの利用等を援助し、地域で自立した生活を送ることができるよう支援する。

<事業内容>

- 1 熊本県社会福祉協議会に設置された「地域福祉権利擁護センター」において、次の業務を行う。
 - ①市町村社会福祉協議会の指導・支援 ②「契約締結審査会」（利用者の意思確認）の運営 ③広報啓発業務及び生活支援員等に対する研修業務
- 2 熊本県社会福祉協議会若しくは熊本県社会福祉協議会から委託を受けた市町村社会福祉協議会は、次の業務を行う。
 - ①相談・調査 ②支援計画の策定、契約締結 ③生活支援員の派遣、指導監督
- 3 生活支援員は、熊本県社会福祉協議会若しくは市町村社会福祉協議会と契約した利用者に対し、利用者の経費負担により、次の業務を行う。
 - (1) 福祉サービスの利用援助
 - ①情報提供、助言 ②手続き援助（申込み手続きの同行・代行、契約締結） ③福祉サービスの利用料の支払い ④苦情処理制度の利用援助 等

- (2) 日常的金錢管理
通帳、権利証書等の保管等

福祉サービス運営監視・苦情解決事業

(事業開始年度：平成12年度)

| | | | |
|-----------|----------------------|---------|---|
| 実施主体 | 県（委託先：(福)熊本県社会福祉協議会） | 負担割合 | 国1／2 県1／2 |
| 平成25年度予算額 | 6,785千円 | (根拠法令等) | セーフティネット支援対策事業の実施について (H17.3.31社援発第0331021号 厚生労働省社会援護局長通知) |
| 平成24年度予算額 | 7,142千円 | | |

<目的>

熊本県社会福祉協議会に設置された「運営適正化委員会」において、福祉サービスに関する苦情を適切に解決し、また、日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）の適正な運営を確保する。

<事業内容>

- 1 運営適正化委員会
 - (1) 「運営監視部会」の設置及び運営監視事業の運営
 - ①日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）の監視
 - ②実施主体に対する助言、現地調査又は勧告
 - (2) 「苦情解決部会」の設置及び苦情解決事業の運営
 - ①苦情解決に必要な調査、指導、助言、あっせん
 - ②県への通報、情報提供
- 2 運営適正化委員会事務局
 - ①福祉サービス利用者からの苦情受付
 - ②運営適正化委員会及び各部会の開催に伴う事務
 - ③事業者に対する巡回指導

福祉サービス第三者評価推進事業

(事業開始年度：平成16年度)

| | | | | |
|-----------|---------|---------|----------------------|----------|
| 実施主体 | 県 | 負担割合 | 基金10／10 | (地域福祉基金) |
| 平成25年度予算額 | 2,200千円 | (根拠法令等) | | |
| 平成24年度予算額 | 2,605千円 | | 熊本県福祉サービス第三者評価事業推進要綱 | |

<目的>

福祉事業者が提供する福祉サービスの質を公正・中立な第三者評価機関が専門的・客観的に評価することで福祉サービスの質の向上を図るとともに、利用者の適切な福祉サービスの選択に資する。

<事業内容>

- 1 第三者評価推進委員会の運営（評価機関の認証、評価基準の策定・更新等）
- 2 評価調査者養成研修・継続研修の実施
- 3 評価事業の普及啓発（パンフレットの作成、説明会の開催）

やさしいまちづくり推進協議会等運営事業

(事業開始年度：平成5年度)

| | | | |
|-----------|-------|---------|------------------------------------|
| 実施主体 | 県 | 負担割合 | 県10／10 |
| 平成25年度予算額 | 739千円 | (根拠法令等) | 熊本県高齢者、障害者等の自立と社会的活動への参加の促進に関する条例 |
| 平成24年度予算額 | 778千円 | | 道路運送法 国土交通省自動車交通局長通知 (H18.9.15) |

<目的>

行政、事業者、県民が一体となって取組みを推進するため、「くまもと・高齢者や障害者にやさしいまちづくり推進協議会」等の推進組織を運営する。

また、熊本県福祉有償運送運営協議会を平成22年度末に廃止し、県内各運営協議会の運営の円滑化や福祉有償運送制度の県内全域への普及促進を図るため、「熊本県福祉有償運送連絡会議」を平成23年度に設立している。

<事業内容>

- 1 やさしいまちづくり
 - (1) やさしいまちづくりを全県的に推進するため、行政、事業者、県民で構成する、やさしいまちづくり推進協議会を運営
 - (2) やさしいまちづくりを全府的に推進するため、全部局で構成する、やさしいまちづくり府内推進会議を運営
- 2 熊本県福祉有償運送連絡会議

県内の各福祉有償運送運営協議会の運営円滑化や福祉有償運送制度の普及促進を図るため、県内の福祉有償運送運営協議会事務局担当者で構成する「熊本県福祉有償運送連絡会議」を運営する。

UDやさしいまちづくり普及啓発事業(単)

(事業開始年度：平成6年度)

| 実施主体 | 県 | 負担割合 | 基金10／10 (地域福祉基金) |
|-----------|---------|--|------------------|
| 平成25年度予算額 | 9,014千円 | (根拠法令等) 熊本県高齢者、障害者等の自立と社会的活動への参加の促進に関する条例 | |
| 平成24年度予算額 | 9,489千円 | 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 | |

I やさしいまちづくりの普及啓発

<目的>

高齢者や障がい者等が自由に社会参加できるよう県民の障がい者等への理解の促進と、“やさしいまちづくり”的意識の高揚を図る。

<対象>

県民、事業者、市町村

<事業内容>

1 障がい者用駐車場利用証事業

障がい者用駐車場の利用基準を設定し、該当する対象者に利用証（ハートフルパス）を交付する。

2 障がい者用駐車場利用施設拡充事業

ハートフルパス利用者へのサービス向上の観点から協力施設候補の洗い出しを行い、協力施設の拡充を進める。

3 やさしいまちづくり支援事業

市町村におけるやさしいまちづくりの推進に係る支援を行う。

4 おでかけ安心トイレ普及事業

誰もがトイレの心配をすることなく、安心して外出できるようにするため、一定基準を満たすトイレを対象に協力施設としての募集を行い、ホームページ等で協力施設の情報発信を行う。

II UD推進事業

<目的>

県民、企業・団体等並びに市町村など県全体の運動としてUDを展開するために、一層の普及啓発や企業・団体等の主体的なUD推進の取組みについて支援を行う。併せて、UDに関しての知識を深めて県内各地で具体的な取組みを実践できる人材の養成を行う。

<対象>

県民、市町村、企業、団体等

<事業内容>

1 UD普及啓発

多くの県民にUDを理解してもらい県民運動へと発展させるために、各種の普及啓発を行う。

小学生向けUD教材の作成・配布する。

出前講座やパネルの作成を行う。

UD展示キットの貸出を行う。

2 UDやさしいまちづくりアドバイザー派遣

UDを具体的に取り入れようとする企業・団体及び学校等にUD研究・実践者（UDアドバイザー）を派遣して支援や助言を行い、様々な地域や分野でのUDの取組みを推進する。また、市町村におけるやさしいまちづくりの推進に係る支援を行う。

3 やさしいまちづくり手帖作成

広く県民を対象として、障がいのある方や外国人等への対応方針を理解してもらうための「やさしいまちづくり手帖」の製作を行う。

4 ハートフルサポーター育成事業

宿泊事業者・小売店や飲食店などのサービス事業者、交通事業者等の障がい者や高齢者と接する機会の多い事業者の従業員を対象に、障がい者等の特性や対応方法について理解を深めるための研修を行い、ハートフルサポーターとして育成する。